

令和6年3月

# 国見町農業委員会定例総会会議録

令和6年3月15日 開会

令和6年3月15日 閉会

国見町農業委員会

令和6年3月

国見町農業委員会定例総会会議録

---

1. 出席委員

1番	八島富一君	2番	佐久間久子君
3番	佐藤昭文君	5番	吉田和男君
6番	佐藤浩信君	7番	赤坂正弘君
8番	佐藤武君	10番	齋藤勇子君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

藤田・山崎地区担当	秦正徳君
石母田地区	齋藤光弘君
内谷・鳥取地区担当	赤坂齋君
小坂・泉田地区担当	黒田武君
森山地区担当	佐藤正春君
徳江・塚野目地区担当	佐久間秀男君
徳江・塚野目地区担当	八巻信詞君
貝田・光明寺地区担当	渋谷憲道君
高城地区担当	渡邊秀人君
大木戸地区担当	松浦勝美君
西大枝・川内地区担当	鈴木正則君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	佐藤智昭君
農業委員会事務局係員	東海林八重子君

1. 議事日程

---

## 議 事 日 程

令和6年3月15日（金曜日）

午後1時30分開会

1 会長挨拶

2 議事録署名人指名

3 欠席者

4 会務報告

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 令和6年度賃借料情報について

6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

(2) 非農地判断した土地の地方税法による申し出の要請について

(3) 相続登記の義務化について、所有者不明農地制度の概要について

(4) 農業者年金について

(5) 年間スケジュールについて

---

午後1時30分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。

農業委員会の3月の定例総会のほうを始めさせていただきますが、その前に、1点ご報告がございます。皆様、知っている方もいるかと思うんですが、3月1日付で国見町の農業委員会に人事異動がありました。年度途中のちょっと急な人事異動であったんですが、3月1日付で阿部善徳事務局長が会計管理者兼会計課長として会計課のほうに異動して、私が農業委員会の事務局長と産業振興課長を併任するような、そんな辞令が3月1日付で出ておりますので、事

後報告ということになってしまうんですが、皆様のほうに改めてお知らせをさせていただきますので、よろしくお願いします。

今日は、それで阿部善徳前事務局長、お越しいただいておりますので、一言、ご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

○会計管理者兼会計課長（阿部善徳君） 本日は、3月の定例総会、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

また、本日、私のほうから会議のご挨拶ということで、この機会を頂戴いたしまして重ねて御礼申し上げます。

今、佐藤事務局長のほうからもご紹介あったとおり、3月付をもちまして、農業委員会から会計課のほうに異動となりました。私は、令和5年4月より、農業委員会事務局長として、皆様のご支援をいただきながら、皆様と共にこれまで歩んでまいりました。

しかしながら、途中で体調を崩してしまい、約3か月ほど長期休暇を余儀なくされ、皆様のほうには大変ご迷惑をおかけしたこと、誠に申し訳ありませんでした。悔いばかりが残る異動となってしまうしましたが、新天地におきましては、心機一転自らの心と体に真摯に向き合い、無理のなく全力で邁進してまいりたいと思います。

皆様におかれましても、健康第一にいただき、未来の緑豊かな農業発展のために、さらなるご尽力を賜りますようお願い申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○事務局 じゃ、ありがとうございました。

阿部さんについては、ここで公務のため退席となります。

それでは、ただいまより令和6年3月の国見町農業委員会の定例総会を開会させていただきます。

---

## 1 会長挨拶

○事務局 まず初めに、会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

○会長（八島富一君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行については、会長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

---

## 2 議事録署名人指名

○会長（八島富一君） 議事録署名人ですが、こちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 異議なしということで、5番、吉田和男委員、6番、佐藤浩信委員にお願いいたします。

---

## 3 欠席者

○会長（八島富一君） 続きます、欠席者の報告ですが、本総会において欠席者はおりません。

---

## 4 会務報告

○会長（八島富一君） 続きます、会務報告に移ります。

事務局、報告お願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

---

## 5 議事

### 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（八島富一君） それでは、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを説明願います。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（8件）について説明】

○会長（八島富一君） 報告が終わりました。

### 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

○会長（八島富一君） 続いて、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転

用届出書についてです。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（1件）について説明】

○会長（八島富一君） 今、報告が終わりましたけれども、以前であれば、ここで何かありませんかということでしたが、これ報告事項なので、省いて次の議案のほうに入りたいと思いますけれども、皆様から何かあった場合は、ご質問はお受けいたしますので、よろしく願いいたします。

### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（八島富一君） 続いて、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 【農地法第3条の規定による許可申請（4件）について説明】

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

それでは、受付番号78番の案件について、現地調査の結果を大木戸地区担当、松浦勝美推進委員より説明をお願いいたします。

○大木戸地区担当推進委員（松浦勝美君） 当農地を事務局と現地確認してきたところ、既に桃が栽植されており、借受人は継続して桃を栽培していくものと思われます。見た感じ、特に問題はないので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

続きまして、79番の案件について、現地調査の結果を徳江・塚野目担当、八巻信詞推進委員より説明をお願いいたします。

○徳江・塚野目地区担当推進委員（八巻信詞君） 3月4日に事務局と現地のほうを確認してまいりました。当時は、借受人のほう当日、ちょうど作業をしておるところを見られまして、何ら問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号80番の案件について、現地調査の結果を西大枝・川内地区担当、鈴木正則推進委員より説明をお願いいたします。

○西大枝・川内地区担当推進委員（鈴木正則君） 去る3月6日に事務局1名と現地の確認を

してまいりました。事務局の説明どおり、何ら問題ないことを確認しております。審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号81番の案件について、現地調査の結果を石母田地区担当、齋藤光弘推進委員より説明をお願いいたします。

○石母田地区担当推進委員（齋藤光弘君） 3月6日に事務局1名と、石母田のほうの現地のほう確認をしてまいりました。事務局の説明どおり、問題ないことを確認しておりますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

同じく、受付番号81番の案件について、現地調査の結果を森山地区担当、佐藤正春推進委員より説明をお願いいたします。

○森山地区担当推進委員（佐藤正春君） 受付番号81番について、ただいま事務局説明のとおり、3月6日、事務局とで現地確認をしてまいりました。何ら問題ありませんので、ご審議よろしく願いいたします。

以上です。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

続きまして、同じく受付番号81番の案件について、現地調査の結果を大木戸地区担当、松浦勝美推進委員より説明をお願いいたします。

○大木戸地区担当推進委員（松浦勝美君） 大木戸竹ノ花地内の農地を確認してきたところ、特に現在は作物が栽培されているということではありませんが、継続して畑として適切に管理していくということですので、ご審議のほどよろしく願いします。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番。

○6番（佐藤浩信君） 79番の徳江の案件なんですけれども、息子さんは自分でやりたいと、俺に以前に言っているんですけれども、貸してしまっているんですけれども、これって、行政書士入ってやっているんだよね。

○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 議案集22ページ、受付番号79番、こちらについては、本人、土地を借りる方と貸す方と、2人による名前で申請が上がっておりますので、特に間に行政書士等が入っているというような申請書の中身にはなっておりません。

○6番（佐藤浩信君） ただ、痴呆の疑いもかなり強くてと言っている。

○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 こちらの現場のほうでちょうど新しい耕作者の方とお話をさせていただいたんですが、ちょっと息子さんのほうが体調を壊しているというような話はお聞きはしました。そんな経過もあって、新しい方を探しているということで、場所的には徳江地内になるんですが、塚野目の方で、新しくその借りる方……

○6番（佐藤浩信君） 近い、それは分かるんだけど、それだって、これであれだから、2月の半ばくらいには、やりますって自分で言っていたんで、息子さんが。その後、2週間ぐらいでしょう、これ。

○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 こちらの許可申請書のほうについては、日付的には2月26日の日に町の農業委員会のほうで収受しているという日付にはなっています。

○6番（佐藤浩信君） 恐らく、おやじさん帰ってきて、1週間ぐらいの間にやったことだと思うんです。入院していたんで、ずっと。別なところの案件が絡んでいて、交換分をどうですかという話で何度かお邪魔しているんですけども、そのときは、まだ入院中でいなかったと、そのとき、息子さんと話した内容は、やりますと自分で言っていたんですけども、痴呆どうのこうのという審査基準がないので、あとは年齢条件もないんで、どうしようもないですけども、後からなんてことがないようにだけしたいので。ただ、そういう意見もあったというのは記録しておいてください。

以上です。

○会長（八島富一君） その他ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（八島富一君） 声がないのは、質疑なしと認めます。

農業委員にお諮りいたします。

議案第1号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（八島富一君） 挙手全員です。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

### 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○会長（八島富一君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請（1件）を説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

受付番号8番の案件について、現地調査の結果を西大枝・川内地区担当、鈴木正則推進委員より説明をお願いいたします。

○西大枝・川内地区担当推進委員（鈴木正則君） 去る3月6日に佐藤昭文委員、そして事務局と共に現地の確認をまいりました。事務局の説明のとおり、何ら問題はありませんので、そのことを確認しており、審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番。

○6番（佐藤浩信君） 実質、確認取ったって、名刺配って歩いていただけというやつが、前、ほかのところであったんで、その辺の裏を取ってほしいことが一つ、あとは、もう一つは住宅地等々にある場合は、福島市も免責条項入れたはずなんだけれども、この面積だったら、ひょっとしたら福島市辺りの家なんか建っている、宅地購入するような土地の免責条項超えている可能性もあるからね。ほかの地区では、もう免責条項入っているからね。宅地の中に入れる場合はね。宮城県なんかの例でやると、もう片っ端から止めているからね、もう。

あと、この前の震災じゃないけれども、水没した場合、感電の心配、周り立ち入れなかったなんて、そういう事例が起きているので、ましてや川内地区は何度も入っているので、そういうのが。そういう事例もある程度は考えてやってもらわないと。

○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 今回の案件については、業者のほうに確認しましたところ、周辺住民への説明済みという、ちょっとお話をいただいていたんですが、実際、周辺住民の方がちょっと聞いていないというふうなお話もありました。

業者のほうに確認したところ、昨年、ポスティングで、紙をただポストに入れただけで不在だったので、それっきりになっていたというようなお話でしたので、それでは駄目だということで、必ず顔と顔を合わせて、説明をしっかりと事前にしてくださいという話を先週さしあげて、その後、空き家になっている1件を除いては、アポを取ってお会いできたということで業者のほうから、話はいただいております。

なお、福島市のそのパネルの関係の制限含めた部分については、正直申し訳ありません、ここ数か月、国見町の農業委員会でも毎月のように太陽光パネルの設置についての議案が出ているということになるかと思いますが、まだ、国見町にはそれを除外という言葉がいいのかどうかですが、防止するための、いわゆる条例含めた法整備がちょっと整っていないということもございますので、今回の農地の場所、単純にいくと、どうしても第3種農地ということで、転用のできないという農地ではないことから、申請が上がってきて、中身の問題がなければ、ちょっと現状では、これを拒否するところが難しいのかなというふうに思いますので、ちょっと今後の課題ということになりますが、町の農業委員会として、こういった太陽光パネルの設置の許可について、こういったスタンスで今後臨んでいくのかという部分については、農業委員会の中でしっかり議論をして、こういった形で今後対応していくかというのは議論を深めていく必要があるのかなというふうには思っています。

以上です。

○会長（八島富一君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 質疑なしと認めます。

農業委員にお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

### 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（八島富一君） 議案第3号に入ります。

議案第3号の農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

審議に入る前に議事参与の制限について説明いたします。

6番、佐藤浩信委員、8番、赤坂正弘委員、私、八島が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限については、議案を分割して審議させていただきますので、改めてご了承をお願いいたします。

それでは、議案第3号で議事参与の制限に該当しない案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定について説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、ご質疑ございませんか。

2番。

○2番（佐久間久子君） 15番の案件なんですけれども、▲▲さんが借りるようになっているんですけれども、息子さん、実際はやっているの、これ息子さんと契約できるような方法を取っていただくというわけにはいかないんですかね。

○事務局 息子さんが認定農業者になっている。

○6番（佐藤浩信君） 家族間協定で。

○2番（佐久間久子君） 家族間協定で結んである。

○6番（佐藤浩信君） 認定にはなっている。

○2番（佐久間久子君） では大丈夫です。

○6番（佐藤浩信君） 奥さんと息子は取ってある。

○2番（佐久間久子君） というのは、お父さんが病気の状態で、息子さんがやっているわけだから、息子さんの契約にすれば、もうちょっと息子さん親子、仕事発揮するかなと思ったんですが。

○会長（八島富一君） 6番。

○6番（佐藤浩信君） まだお口が達者なので、そうはいかないと思います。

○2番（佐久間久子君） そうはいかないんですって。そうはいかないじゃないくて。そうはいかないとは思いますが、やっぱりそういうふうにして、農業委員のほうでもそうやって協力していけば、もっと違うのかなと思いますということで、お願いというか。

○事務局 すみません、ありがとうございます。

一応、再設定の場合は、今までの契約していた方に対して、契約の時期なので、更新する場合は出してくださいという案内なので、多分、▲▲さんの名前を書いて出したので出てきたの

かもしれないので、その辺は、やり方については検討したいと思います。ありがとうございます。

○会長（八島富一君） その他ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（八島富一君） 声なし、質疑なしと認めます。

農業委員にお諮りいたします。

説明いただいた議案第3号の議事参与に該当しない案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、説明いただいた議案第3号の議事参与に該当しない案件につきましては、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、受付番号1番から3番の案件につきまして審議いたします。

6番、佐藤浩信委員は退席をお願いします。

〔6番 佐藤浩信委員退室〕

○会長（八島富一君） 事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定について説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） なしの声がございます。それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

説明いただいた議案第3号の受付番号1番から3番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、説明いただいた議案第3号の受付番号1番から3番の案件につきましては、農用地

利用集積計画のとおり承認することに決定いたしました。

6番、佐藤浩信の退席を解きます。

〔6番 佐藤浩信委員入室〕

○会長（八島富一君） 次に、議案第3号の受付番号6番の案件について審議します。

私、八島が退席しますので、議長を佐久間職務代理者と交代します。

〔1番 八島富一会長退室〕

○職務代理者（佐久間久子君） それでは、議長を交代いたしました。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定について説明】

○職務代理者（佐久間久子君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○職務代理者（佐久間久子君） 質疑なしと認めます。

農業委員にお諮りいたします。

説明いただいた議案第3号の受付番号6番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○職務代理者（佐久間久子君） 挙手全員でありますので、よって、説明いただいた議案第3号の受付番号6番の案件につきましては、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたしました。

1番、八島富一会長の退席を解きます。

〔1番 八島富一会長入室〕

○職務代理者（佐久間久子君） 議長を八島富一会長と交代いたします。

○会長（八島富一君） 次に、受付番号20番の案件に関して審議します。

7番、赤坂正弘委員は退席をお願いいたします。

〔7番 赤坂正弘委員退室〕

○会長（八島富一君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定について説明】

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 声なしと認めます。

農業委員にお諮りいたします。

説明いただいた議案第3号の受付番号20番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、説明いただいた議案第3号の受付番号20番の案件につきましては、計画案のとおり承認することに決定いたしました。

7番、赤坂正弘委員の退席を解きます。

〔7番 赤坂正弘委員入室〕

#### 議案第4号 令和6年度国見町賃借料情報について

○会長（八島富一君） 次に、議案第4号 令和6年度国見町賃借料情報についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

#### ○事務局 【議案第4号 令和6年度国見町賃借料情報について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番。

○6番（佐藤浩信君） 現物でやったって、水稻のやつの計算ってどういうふうにするの。

○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 大変失礼しました。

説明が漏れておりました。現物給付による貸し借りの設定も多分に多くございますが、その場合は、農協さんの一等米の金額を使わせていただいております。昨年であれば、夏場の高温の影響で一等米の率が低いのではないか、どうなんだというところの考え方もあろうかと思ひ

ますが、あくまで平均として金額を出すためには何か基準なものが必要になりますので、これまでも同様に農協さんの概算払いの一等米のコシヒカリを金額ベースに玄米何キロの場合は、その単価を使って金額に直して平均を取っています。

以上です。

○会長（八島富一君） 6番。

○6番（佐藤浩信君） そこで問題なのは8%の消費税なんだよね、それをどうやって計算しているわけ。現物5キロ、私たち消費税発生するんだよね、個人でも何でも。その消費税をどういうふうに判断しているわけ。

○事務局 こちらの平均額を算出する際には、すみません、大変申し訳ないですが、本当に単純に農協さんの概算払いの60キロ当たり的一等米の金額をそのまま使わせていただいているということで、消費税については、あちらは入っていない。そうすると、そこは除かれているという計算の形になっています。

以上です。

○6番（佐藤浩信君） 分かりました。

○事務局 あと、すみません、もう一点、例えば西根堰の水利費、どうなっているんだというところありますが、水利費については、農業委員会の総会に係る貸し借りのときに、いわゆる所有者が持つのか、借りる方が持つのかというのが記載してございますので、そこは借りる方が持つ場合は、その水利費分も含めて計算はしております。

以上です。

○会長（八島富一君） 佐藤委員、手を振らないで、どっちだか分からないから。挙げてください、お願いします。

その他質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（八島富一君） 声なし。質疑がなしと認めます。

農業委員にお諮りいたします。

議案第4号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議事については、これで終了とします。

---

## 6 その他

### (1) 次回以降の総会日程について

○会長（八島富一君） 続いて、その他に入ります。

(1) 次回以降の総会日程について、事務局より説明願います。

○事務局 では、次回以降の総会日程についてです。

まず、4月の総会は、4月15日月曜日、1時半から役場大会議室、この会場を予定しております。

5月につきましては、15日水曜日から17金曜日の間でご検討いただければと思います。よろしくお願ひします。

〔「16でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 5月16日、その他ございますか。

5月16日の声がございます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） では、5月16日木曜日、同じ時間でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 13時30分より。

### (2) 非農地判断した土地の地方税法による申し出の要請について

○会長（八島富一君） 続きまして、(2)番、非農地判断した土地の地方税法による申出の要請について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 すみません、その他の(2)番になります。

すみません、タイトルがちょっと紛らわしいことなのですが、2月の農業委員会の総会で非農地判断についての協議をいただき、ご決定いただきました。

その際、71筆について、非農地判断をして、地目変更の登記に向けた手続を進めたいということで、所有者の方に事前通知と本決定の通知のほうを、この間、差し上げてきました。その結果、最終的に71筆のうち52筆について地目変更の申請を行うということになりまして、農業委員会の会長名で町長宛てに法務局に地目変更登記の申請をお願いしますという要請文を提出をしたということでの報告になります。

その通知が、3月12日付で農業委員会の会長から会長名で町長宛てに通知を差し上げました。それを受けた町のほうで、翌日の3月13日の日に福島地方法務局のほうに52筆分の地目変更登記の申請を行ったところ。法務局との調整の中では、今月中には完了するのではないかなということで、法務局のほうでも手続を速やかに進めますということでの話をいただきましたので、2月の農業委員会の総会でご議決いただいた後の経過についてご報告をさせていただきます。よろしくお願ひします。

以上です。

○会長（八島富一君） 70何筆のうち、これ以外に20筆何がしはどういう……

○事務局 失礼しました。

71分の52になりますので、残りの19筆については、本人のほうに通知をしたところ、農地として残してほしい、あるいは手入れをするから、ちょっと今回はもう少し待つてほしいというような、いわゆる農業委員会に対してアクションがあったということになりますので、今回は、その方の意思を最大限尊重させていただいて、地目変更登記は今回は除かせていただいたということで、52筆分については本人の連絡がなかったということで、特に異議がないということの判断の下、地目変更の登記を申請させていただいたということで、差がそのように生じているということです。すみません。

### （3）相続登記の義務化について、所有者不明農地制度の概要について

○会長（八島富一君） 続いて、（3）番の相続登記の義務化について及び所有者不明農地制度の概要について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 皆さんに、ホチキスで「備えて安心 令和6年4月1日から相続登記の義務化がされます」というのをお配りしてあります。すみません、時間の関係で内容はちょっとかいつまんだ話になってしまうのですが、皆さん、税務課のほうから固定資産税納税通知書、一緒に法務局からのお知らせということで、相続登記が義務化されますというので入っているの、皆さんご存じかとは思いますが、相続によって不動産を取得した相続人は相続によって不動産を取得した日から3年以内に相続登記をしなければならないということになりました。

なぜ不動産の相続登記が義務化されるのかといいますと、相続登記、今までされていないということで、登記簿見ても所有者が分からない。所有者不明農地が増加しております。そのため周辺の環境の悪化、公共事業の阻害など、社会問題になっております。この問題解決のために、令和3年度に法律が改正されまして、これまで任意だった相続登記が義務化されるように

なりました。

よって、6年4月1日より前にこれは取得した土地に関しても相続の対象となります。その場合は、令和9年3月31日まで相続登記をしていただく必要になります。あとは、正当な理由がなく義務に違反した場合はということで、罰金とかも書いてありますが、相続人がとても多くて戸籍の確認とかで時間がかかるとか、遺言とかのあれで、争いがあったりなかなか相続の不動産の帰属性が明らかではないとか、いろいろな理由で正当な理由として認められる場合もあるそうです。あとは、詳細は後でお読みください。

あと、次の資料にいきます。

所有者不明農地についてご相談くださいということで、未相続農地、あと、登記の名義が自分のものではないということで、誰に、借りたいんだけども、借りられないとか、貸したいんだけども、過半の同意が必要になりますので、そういうのが分からないものについても農業委員会の公示によって、農地バンクに貸すことができるということで、その手続についてが、次のページ、所有者不明農地制度の概要ということで、こちらのほうになります。

ここでいう所有者不明農地というのが、未相続の、相続未登記農地ということで、相続登記がされていないということで、所有者がすぐに分からないとか、所有者が分かってもその所在が分からなくて連絡がつかなくて同意がもらえないとか、そういう農地をいいます。

今回のこの農地の所有者不明農地の改正のポイントといたしましては、この貸し借りをするに当たりまして、農業委員会が所有者を探索するようになります。

ただ、今回は、登記名義人の配偶者と子供までの範囲を探索しまして、もし見つからないときは所有者不明ということで、分かっている範囲の方の同意をもらって進めるような形になります。

あと、農業委員会の公示期間も6か月から2か月に短くなったということで、今までよりは短い時間で手続が進めるようになりました。

あと、機構への貸付期間も20年から40年まで長く引き上げることができましたということで、農地バンクへの利用設定できる仕組みがきちんと整ったということで、こういう制度は活用ということになりました。

制度の理由についても、相続人が一人も分からないときと、一人分かっているときで手続が違ってきます。一人も分からないときは、農地法のほうを使って進めるようになります。また、相続人が一人でも分かっていたら、農地バンク法を使って、ちょっとややこしいんですが、手続をするようになっています。ちょっと、今、参考までに一人でも分かっているときには、下

のほうのバンク法なんですけど、基本的に進め方は変わらないので、ちょっと簡単に説明させていただきたいと思います。

今、その制度を使って、今、小坂アグリさんと貸し借りの関係で、今、進めるところなので、ちょっとこちらのほうをお話ししたいと思います。

まず、一番最初、共有者の6名、今回は相続人の一人が貸したいんだけどというお話と、あと借りたいというお話がありました。貸したいほうは、貸したいんだけど、いろいろな事情で相続人半分以上の判こがもらえない、亡くなったりとか、あと、どこにいるか分からなくなったとか、兄弟が多くてとか、いろいろな理由があります。そういうことで、今回、この申出があって進めているところになります。

そうしますと、まず、農業委員会のほうではそちらのほうでは相続人の確認をしまして、機構のほうと、こういう事情でということで、協議をして改めて機構のほうから相続人を探索なささいという探索の要請が来ます。農業委員会のほうでは、その探索の要請を受けまして確認できた相続人に対して、この農地を貸し借りをすることに同意しますかということで、皆さんに書留で通知を送るようにします。期間は2週間、2週間以内に一番は同意しますと戻ってくればいいんですが、2週間以内に返事が返ってこない場合は、それは同意しましたという形で受け取って、手続を進めるようになります。反対が出てくると、またちょっと手続が別になるんですが、今回、全員賛成したということ、同意したということでいいますと、この次に農業委員会で公示をするようになります。

なので、今回、探索の最中なので、4月の農業委員会でこの公示について議案としてかける予定になっています。2か月間、公示をするような、その間にもしかして農業委員会で見つけられなかった相続人とかが出てきた場合があるかもしれないんですが、公示とホームページとか、いろんな形でお知らせして、特に何もなければあとは今度は農業委員会のその結果を機構へ報告して、機構から県へ促進計画の認可申請をするようになります。

それによって、特に問題なければ、県が促進計画を認可して、また、県のほうでも公告をして、それで問題なければ、機構への40年以内の利用権設定をするということで、そこで初めて貸し借りできるので、多分最短で6月末にはっきり決まって、8月の公告に間に合うような形になるかと思います。

ちょっと、あとは、今、ほかの方もいろいろ進めているんですが、いろいろな事情で、なかなかハンコもらえないとか、そういう方もあるので、ちょっと時間がかかる場合もあるんですが、今、1件に関しては、今、進めている最中なので、取りあえず初めてのことなので、少し

手探り状態で、いろいろ相続関係もあるので、デリケートな部分もあるので、やたらに踏み込んでできない部分もあるということもありますので、ちょっと慎重に進めていきたいと思っています。

ちょっと早口で申し訳ありませんが、所有者不明の農地については以上になります。

#### (4) 農業者年金について

○会長（八島富一君） それでは、次、（4）番、農業者年金について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 すみません、次、農業者年金についてご説明いたします。

初めに、皆さんの手元に書類袋にクリアファイルとか、ちょっとお渡ししましたが、こちら年金の販促グッズということで、どちらか、誰かに年金をお勧めするときとかに使っていただきたいと思います。自分もこういうものとか分からないとき、実際、使ってみていただいても構いませんので、そちらのほうお使いください。

実際、皆さんのお手元にお配りした「知って得する農業者年金」と4年度の農業者年金の運用状況、あと、重要事項の御案内というのが、実際、農業者年金の質問をされたときに、町のほうからお送りしている資料になります。こちらのほう、ちょっと時間の関係で中のほうまで入りませんが、聞かれたとき、こういうものがあるということでお話ししていただければと思います。

あと、用紙足りないときは、こちらのほうでお送りすることもできますので、お声かけして、年金入り方勧めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○会長（八島富一君） これはもらったわけではないのね。

○事務局 もらってもいいです。もらってもいいけれども、1個はもらってもいいけれども、あと誰々にと。それはご自由にお任せします。

○会長（八島富一君） 3時5分前ですけれども、もしトイレ行きたい方がいましたら、一旦ここで5分間休憩します。行きたい方いませんか。あと1件なんですけれども。

○6番（佐藤浩信君） 私のほうですと長くなると思いますから。

#### (5) 年間スケジュールについて

○会長（八島富一君） じゃ、（5）番、年間スケジュールについて、事務局より説明願います。

○事務局 すみません、私のほうから、（５）番の年間スケジュールについてご説明を申し上げます。

皆様のお手元のほうに令和６年度国見町農業委員会年間スケジュール（案）という資料があるかと思えます。そちらのほうご準備いただければと思います。

年間開催する農業委員会の総会については、毎月、向こう２か月間を決定していたということになります。ですが、ある程度、１年間のざっくりとした日程表を、ちょっと作成をしてみましたので、確認をいただければと思います。

早速５月について、先ほど１５日ではなく、１６日ということになりましたので、資料のほうは１６日木曜日というふうに、５月は直していただければと思います。それで、あくまでここで年間のスケジュールはお示しさせていただきましたが、これまで同様、毎月の農業委員会の総会のときに、向こう２か月間の日程を再確認するということになりますので、この日程がコンクリートではないということだけ、あらかじめご了解いただきたいと思いますが、おおむねこのあたりに、今、考えているよということの目安として参考にいただければありがたいかなと思ってございます。

なお、表の右側のほうに、最適化推進委員さんの皆さんに全員にお集まりいただきたいという月を記載をさせていただきました。大変申し訳ありませんが、４月１５日は年度初めの顔合わせを兼ねて引き続き全員にお越しをいただきたいということと、７月と１２月についても農地パトロールの事前調整と結果の報告を含めて推進委員さんのほうに、４月、７月、１２月については、現時点で、ご参集いただきたいということでの資料となっております。もちろん、直前になったら改めてご案内は申し上げますが、ぜひともご出席をいただければありがたいかなと思ってございます。

なお、そのペーパーの一番下のほうに、黒丸で３つ記載をさせていただきました。１点目については、国見町農業委員会の視察研修については、秋頃を予定をしていますということで、場所等についてはこれから決めていきたいということですが、昨年同様秋口に開催をしていきたいと考えております。

それから、黒丸の２点目になりますが、農業会議のほうに講師を依頼した各種研修についても、ちょっと新年度いろいろ考えていきたいなというふうに思っておりますので、皆様にももちろんお声がけをしますので、ご出席をいただければありがたいかなと思ってございます。イメージとしては、皆様に集まっていたくときに、農業会議の方に来ていただいて、今の情勢ですとか含めて、あと、皆さんがお聞きしたいことをあらかじめ農業会議にお示しをして、その

議題についてお話しいただくことも可能かなと思いますので、そんな形でちょっと新年度農業会議のほうの研修にも積極的に開催していきたいということのご提案。

さらには、最後の黒丸の3つ目になりますが、農業会議主催の研修会の積極的な参加ということで、皆様のお手元のほうに両面刷りで令和6年度の一般社団法人福島県農業会議行事予定表というふうな資料があるかと思いますが、あくまで現時点での令和6年度の4月から3月までの日程表になっておりますので、こちらのほう、なかなかこれまでコロナウイルスの関係で、ここ数年、ちょっと研修への参加が滞っていたかなというふうに考えていますので、新年度については、できる限り、研修のほうに参加をしていきたいなと思いますので、その際、皆さんにお声がけしますので、ぜひともご参加をいただければなと思いますし、できるだけ毎回行く方が固定しないように、皆さんに均等に分散して参加していただけるようなそんなちょっとお声がけに気をつけていきたいなというふうに思っていますので、ぜひともその際はご参加いただければありがたいなと思ってございます。

以上です。

それから、すみません、もう一点、資料のほうにはないんですが、口頭のほうでご報告させていただきます。

1月1日に発生した能登半島の地震の関係で、国見町の農業委員会としてちょっと義援金に取り組みたいということで、お声がけしまして、大変遅くなったんですが、皆様からご賛同いただきまして、義援金のほう取りまとめ終了しましたので、来週あたり、ちょっと日赤のほうに送金したいなということでのご報告です。

農業委員さん、最適化推進委員さんの皆様からご協力というんですかね、ご賛同いただきまして、合計で義援金の金額が2万5,000円という金額になります。この金額を来週ちょっと送金のほうをしていきたいなというふうに思っております。大変、取りまとめに時間がかかってしまって、ご迷惑をおかけしましたが、ご報告と御礼に代えさせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

○会長（八島富一君） （1）番から（5）番まで説明が終わりました。

ご意見等あれば。

6番。

○6番（佐藤浩信君） 度々すみません。

東海林さんがおっしゃったやつに、時効取得、民法の規定の時効取得ということがあって

すけれども、こっち、使っていたけれども、何とも10年間言われなかったからって、これ俺の  
だと言ったら、その人の土地になっちゃうみたいな、民法の規定があるわけですよ。取得事項、  
それをちょっとやろうとしている者が国見町の議員でいるので、なので、もうちょっとそこを  
きちんと詰めておいてくれないかな。

○事務局 時効取得のほうですかね。

○6番（佐藤浩信君） 民法の。

○事務局 民法の時効取得ですね。今回は、未相続のほうなので、バンク法と農地法の話だっ  
たので。

○6番（佐藤浩信君） そういう法律があって、10年か20年使っちゃうと、これぼけた年寄り  
なんかがいっちゃうと、これ俺の土地だって言い張っちゃうって、そうっちゃうという民法の規  
定があるわけですよ。何かね、そういうことをやろうとしている方がいらっしゃるので、ち  
よっと先ほど口が滑り過ぎましたが、ちょっとそこを詰めておいていただきたいんです。

○7番（赤坂正弘君） はっきり名前言ったほうがいいんじゃないか。

○6番（佐藤浩信君） いや、分かると思います。

○7番（赤坂正弘君） 後ほど、ちょっと。

○7番（赤坂正弘君） 後で。

○会長（八島富一君） その他ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（八島富一君） なければ、事務局のほうは何か。

○事務局 すみません、今日、最適化推進委員の皆様にもお集まりをいただきまして、この総  
会が終了しましたら、ちょっと休憩を挟んだ後に、地域計画と目標地図の関係についての説明  
をちょっとまた申し上げたいと思っております、もうちょっとお時間を、この場所で引き続  
き休憩の後に開催をしていきたいと思っておりますので、もう少しお付き合いいただければと思いま  
すので、よろしく申し上げます。

以上です。

---

○会長（八島富一君） それでは、もう少しあるということでございますので、これで本会議  
を閉じます。ご協力ありがとうございました。

午後3時07分閉会

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する

令和6年3月15日

国見町農業委員会議長 (会長) \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 (5番委員) \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 (6番委員) \_\_\_\_\_ (印)

会議書記 (事務局長) \_\_\_\_\_ (印)